

鶴岡市赤川かわまちづくり協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市における鶴岡市赤川かわまちづくり計画を策定するため、計画に必要な内容と利活用及び維持管理の在り方等について検討及び協議する、鶴岡市赤川かわまちづくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、鶴岡市赤川かわまちづくりに関する事項について検討及び協議し、計画案を取りまとめることとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員12名以内をもって組織する。

2 協議会の委員は、次の各号に掲げる者の内から市長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 関係団体等の代表者又は役員
- (3) 公募
- (4) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 協議会には、会長1名を置く。

4 会長は、委員の互選により選出し、協議会を代表する。

5 会長が不在となるとき、あるいは事故のときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する

(任期)

第4条 委員の任期は2年、または、協議会の目的が達成されるまでの期間とする。

(協議会)

第5条 協議会は、会長が招集し、協議会の議長となる。

2 協議会は、委員のほかにアドバイザーを置くことができる。

3 会長は、必要に応じ、アドバイザーに対し会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員及びアドバイザー以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年8月16日から施行する。

2 この要綱は、協議会の目的達成をもって廃止する。